第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月１日
担　当　課	商工振興課

契約業者名・住所	松戸商工会議所・松戸市松戸１８７９番地の１
工事等の名称	令和８年度まつど創業塾開催等業務委託
工事等の場所	松戸市指定の場所
種　別	委託
工事等期間	令和８年４月６日から令和９年３月３１日まで
契約金額	1,201,000 円
工事等の概要	創業塾開催等業務委託
随意契約の理由	本事業は、松戸市内で創業しようとしている者及び創業して間もない者を対象に、創業に必要な心構えや知識・ノウハウ等を体系的に網羅した一連の講座を開催することにより、有望な起業家の発掘から創業の実現、更には創業後の事業の定着を図ることを目的としています。 本事業を行う事業者を選定するときには、創業に必要な心構えや知識・ノウハウ等を体系的に網羅した一連の講座の開催が可能であることが必須でありますが、松戸商工会議所は国・県・民間団体に限らず、市内外に多くの中小企業支援ネットワークを有しており、これらを活用して豊富な経験を持つ適切な講師等の選定が可能であります。 このことから、本業務において知識・ノウハウ等を持った団体として最良と思慮されるため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づく随意契約とするものです。